

## 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年11月27日
【発行者の名称】	株式会社リビングハウス (LIVING HOUSE Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 甲介
【本店の所在の場所】	大阪市西区南堀江二丁目10番8号
【電話番号】	06-6531-0522 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 本部長 山崎 章範
【担当J-Adviserの名称】	株式会社SBI証券
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 正人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.sbisec.co.jp/">https://www.sbisec.co.jp/</a>
【電話番号】	03-5562-7210 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社リビングハウス <a href="https://www.livinghouse.co.jp/">https://www.livinghouse.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第72期（中間）	第73期（中間）	第71期	第72期
会計期間	自2024年3月1日 至2024年8月31日	自2025年3月1日 至2025年8月31日	自2023年3月1日 至2024年2月29日	自2024年3月1日 至2025年2月28日
売上高 (千円)	2,783,288	2,869,067	5,308,682	5,598,044
経常利益又は経常損失(△) (千円)	52,623	△56,804	164,569	85,221
中間（当期）純利益又は中間 純損失(△) (千円)	34,003	△35,003	77,233	26,631
純資産額 (千円)	214,476	172,100	180,472	207,103
総資産額 (千円)	4,062,093	4,156,115	3,933,002	3,725,090
1株当たり純資産額 (円)	206.78	165.93	174.00	199.68
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利 益又は1株当たり中間純損失 (△) (円)	32.78	△33.75	74.46	25.68
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	5.3	4.1	4.6	5.6
自己資本利益率 (%)	17.2	△18.4	54.4	13.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△161,117	△58,922	455,263	△387,505
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△121,220	△118,866	△75,646	△255,856
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	103,969	448,369	93,553	△66,241
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高 (千円)	1,126,691	866,036	1,305,060	595,456
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	220 (25)	220 (35)	199 (30)	212 (31)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第71期、第72期中間会計期間及び第72期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 第73期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
4. 第71期、第72期中間会計期間及び第72期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 第73期中間会計期間の株価収益率については、中間純損失であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

7. 当社は、2024年11月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第71期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益又は1株当たり中間純損失を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 発行者の状況

2025年8月31日現在

従業員数（人）
220(35)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
3. 当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は形成されておりませんが、労使関係は安定しております。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復傾向が見られました。しかしながら、国際情勢の不安定化や米国の通商政策の動向、さらには物価上昇への懸念などもあり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

インテリア・家具業界におきましては、倉庫・店舗・オフィス等の賃料コストや、配送コストの上昇及び人材不足による人件費の増加等により、依然として厳しい競争環境が続いております。

こうした環境の中で当社は、持続的に安定した成長の実現に向け、販売力の強化と商品構成の充実を図ってまいりました。

その結果、当中間会計期間の売上高は2,869,067千円（前年同期比3.1%増）、営業損失45,084千円（前年同期は52,112千円の営業利益）、経常損失56,804千円（前年同期は52,623千円の経常利益）、中間純損失35,003千円（前年同期は34,003千円の中間純利益）となりました。

なお、当社はライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントである為、セグメントの記載を省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ270,579千円増加し、866,036千円となりました。なお、当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりです。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果、58,922千円の支出（前年同期は161,117千円の支出）となりました。これは主に、税引前中間純損失58,447千円、棚卸資産の減少による収入82,043千円、契約負債の減少による支出65,024千円等の計上によるものであります。

###### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動の結果、118,866千円の支出（前年同期は121,220千円の支出）となりました。これは主に、新店舗のオープン等に係る有形固定資産の取得による支出102,680千円、保証金差入れによる支出32,165千円等の計上によるものであります。

###### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動の結果、448,369千円の収入（前年同期は103,969千円の収入）となりました。これは主に、長期借入れによる収入700,000千円、長期借入金の返済による支出201,631千円等の計上によるものであります。

### 2 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

該当事項はありません。

#### (2) 受注実績

該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当社はライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであり、当中間会計期間における販売実績は次のとおりであります。

事業の名称	当中間会計期間 (自2025年3月1日 至2025年8月31日)	前年同期比 (%)
ライフデザインプラットフォーム 事業 (千円)	2,869,067	103.1

### 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

#### J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいざれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「本契約」という。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社SBI証券(以下、「同社」という。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかつたときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

#### <J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力をを行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

### (1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
  - ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
  - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- （b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

### (2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

### (3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない、法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### (5) 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

#### (6) 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

#### (7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

#### (8) 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

#### (9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剩余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(18) 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたっては、経営成績に影響を与えるような経営者による会計方針の選択と、見積や予測を必要としております。これらの見積や予測については、過去の実績や状況を勘案して合理的に判断しておりますが、不確実性を確実に排除することができないため、実際の結果はこれらと異なることがあります。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

当中間会計期間末における資産合計は4,156,115千円となり、前事業年度末に比べ431,024千円増加いたしました。主な要因は、現金及び預金の増加270,579千円、有形固定資産の増加141,857千円等があったことによるものであります。

#### (負債)

当中間会計期間末における負債合計は3,984,015千円となり、前事業年度末に比べ466,028千円増加いたしました。主な要因は、1年内返済予定の長期借入金の増加272,727千円、長期借入金の増加225,642千円等があったことによるものであります。

#### (純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は172,100千円となり、前事業年度末に比べ35,003千円減少いたしました。主な要因は、利益剰余金の減少35,003千円があったことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

当中間会計期間における経営成績の概況については、「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

(2025年8月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	土地 (千円) (面積m <sup>2</sup> )	その他 (千円)	合計 (千円)	
LIVING HOUSE. アーバンドック ららぽーと豊洲店 (東京都江東区)	店舗	3,140	—	—	—	3,140	7 (—)
LIVING HOUSE. 横浜ベイクォー ター店 (横浜市神奈川区)	店舗	3,363	—	—	—	3,363	6 (—)
LIVING HOUSE. 堀江店 (大阪市西区)	店舗	9,577	—	—	—	9,577	4 (—)
LIVING HOUSE. ららぽーと EXPOCITY店 (大阪府吹田市)	店舗	16,744	31	—	—	16,775	6 (—)
大阪本社 (大阪市西区)	統括業務施設	85,876	600	350,000 (397.54)	931	437,407	40 (2)
東京本社 (東京都港区)	統括業務施設	989	551	—	244	1,785	50 (4)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウエア、車両運搬具であり、建設仮勘定は含んでおりません。  
 2. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。  
 3. 当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の 別、額面・無額 面の別及び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行 株式数 (株)	中間会計期間末 現在発行数 (株) (2025年8月31 日)	公表日 現在発行数 (株) (2025年11月 27日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	2,962,800	1,037,200	1,037,200	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であり、単元株式 数は100株であります。
計	4,000,000	2,962,800	1,037,200	1,037,200	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式56,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2020年2月28日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2025年8月31日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数（個）	800（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	16,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	124（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2022年3月1日 至2030年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 124 資本組入額 62	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得について、当社取締役 会の決議による承認を要す るものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注) 2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注) 3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 権利行使時においても当社または当子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。

(4) 権利者が死亡した場合には、相続人はこれを行使できないものとする。

(注) 4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

第2回新株予約権（2022年4月30日定時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2025年8月31日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数（個）	1,250（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	25,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	947（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2024年5月2日 至2032年4月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 947 資本組入額 474	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の決議による承認を要す るものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注) 2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注) 3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (4) 権利者が死亡した場合には、相続人はこれを行使できないものとする。

(注) 4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

第3回新株予約権（2022年4月30日定時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2025年8月31日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数（個）	500（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	947（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2022年5月2日 至2032年4月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 947 資本組入額 474	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の決議による承認を要す るものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注) 2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注) 3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 権利行使時においても当社との間で業務委託契約、顧問契約およびアドバイザーキャリア等（類似する契約を含む。以下、業務委託契約等という。）が有効に存続していることを要する。ただし、当該業務委託契約等が終了している場合であっても、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

(2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。

(4) 新株予約権者に合併等一般承継が生じた場合は、当該一般承継により権利を取得した者はこれを行使できないものとする。

(注) 4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

第4回新株予約権（2023年1月31日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2025年8月31日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数（個）	150（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	947（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2025年2月2日 至2033年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 947 資本組入額 474	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注) 2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注) 3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても当社または当子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (4) 権利者が死亡した場合には、相続人はこれを行使できないものとする。

(注) 4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

第5回新株予約権（2023年1月31日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2025年8月31日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数（個）	100（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	947（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2023年2月2日 至2033年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 947 資本組入額 474	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の決議による承認を要す るものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注) 2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注) 3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 権利行使時においても当社との間で業務委託契約、顧問契約およびアドバイザーキャリア等（類似する契約を含む。以下、業務委託契約等という。）が有効に存続していることを要する。ただし、当該業務委託契約等が終了している場合であっても、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

(2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使はできるものとする。

(4) 新株予約権者に合併等一般承継が生じた場合は、当該一般承継により権利を取得した者はこれを行使できないものとする。

(注) 4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2025年3月1日～ 2025年8月31日	—	1,037,200	—	30,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年8月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
北村甲介	東京都世田谷区	448,480	43.2
株式会社共栄マネジメント	大阪市西区新町一丁目14番21-1611号	240,000	23.1
株式会社サイモンアンドカンパニー	東京都世田谷区駒沢一丁目15番23号-1	159,660	15.4
北村常明	大阪市西区	96,560	9.3
リビングハウス従業員持株会	大阪市西区南堀江二丁目10番8号	50,300	4.8
株式会社カヤック	神奈川県鎌倉市御成町11番8号	22,000	2.1
榎原暢宏	名古屋市昭和区	20,000	1.9
計	—	1,037,000	99.9

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,037,000	10,370	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 200	—	—
発行済株式総数	1,037,200	—	—
総株主の議決権	—	10,370	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2020年2月28日臨時株主総会決議）

決議年月日	2020年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2、当社使用人 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本発行者情報公表日の前月末現在（2025年10月31日）の付与対象者の区分及び人数は、当社元取締役2名、当社使用人3名となっております。

第2回新株予約権（2022年4月30日定時株主総会決議）

決議年月日	2022年4月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1、当社使用人 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本発行者情報公表日の前月末現在（2025年10月31日）の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社使用人6名となっております。

#### 第4回新株予約権（2023年1月31日臨時株主総会決議）

決議年月日	2023年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本発行者情報公表日の前月末現在（2025年10月31日）の付与対象者の区分及び人数は、当社使用人2名となっております。

#### （9）【従業員株式所有制度の内容】

従業員持株会を運営しており、一定の基準のもと、任意で入退会ができるようになっております。本発行者情報公表日現在の従業員持株会の当社株式所有数は50,300株となっております。

#### 2 【株価の推移】

##### 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月
最高（円）	—	—	1,588	—	—	—
最低（円）	—	—	1,588	—	—	—

(注) 1 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2 当社株式は、2025年5月26日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3 2025年6月から2025年8月については売買実績がありません。

#### 3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、本発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

## **第6 【経理の状況】**

### **1. 中間財務諸表の作成方法について**

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### **2. 監査証明について**

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

### **3. 中間連結財務諸表について**

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当中間会計期間 (2025年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	※2 615,456	※2 886,036
売掛金	83,390	84,912
商品	1,411,617	1,329,573
その他	347,375	449,111
流動資産合計	<u>2,457,842</u>	<u>2,749,632</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 380,291	※2 468,198
その他（純額）	※2 362,349	※2 416,299
有形固定資産合計	<u>※1 742,640</u>	<u>※1 884,498</u>
無形固定資産		
投資その他の資産	28,017	27,836
固定資産合計	<u>493,756</u>	<u>491,944</u>
繰延資産		
資産合計	1,264,414	1,404,279
2,833		2,204
資産合計	<u>3,725,090</u>	<u>4,156,115</u>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	354,652	313,851
1年内償還予定の社債	80,000	60,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 402,421	※2 675,148
未払法人税等	2,937	—
契約負債	815,693	750,669
賞与引当金	94,257	90,219
その他	195,174	314,664
流動負債合計	<u>1,945,138</u>	<u>2,204,552</u>
固定負債		
社債	90,000	60,000
長期借入金	※2 1,371,640	※2 1,597,282
長期未払金	38,467	38,070
資産除去債務	59,741	71,109
その他	13,000	13,000
固定負債合計	<u>1,572,848</u>	<u>1,779,462</u>
負債合計	<u>3,517,986</u>	<u>3,984,015</u>
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	3,000	3,000
利益剰余金	174,103	139,100
株主資本合計	<u>207,103</u>	<u>172,100</u>
純資産合計	<u>207,103</u>	<u>172,100</u>
負債純資産合計	<u>3,725,090</u>	<u>4,156,115</u>

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
売上高	※1 2,783,288	※1 2,869,067
売上原価	※2、3 1,331,588	※2、3 1,412,023
売上総利益	<u>1,451,699</u>	<u>1,457,044</u>
販売費及び一般管理費	※4 1,399,587	※4 1,502,129
営業利益又は営業損失（△）	<u>52,112</u>	<u>△45,084</u>
営業外収益		
受取利息	21	149
内装負担金	15,000	—
為替差益	—	3,771
受取保険料	—	1,081
雑収入	<u>3,725</u>	<u>243</u>
営業外収益合計	<u>18,746</u>	<u>5,245</u>
営業外費用		
支払利息	11,324	15,520
為替差損	5,198	—
その他	<u>1,712</u>	<u>1,445</u>
営業外費用合計	<u>18,235</u>	<u>16,966</u>
経常利益又は経常損失（△）	<u>52,623</u>	<u>△56,804</u>
特別利益		
固定資産売却益	—	※5 27
特別利益合計	—	27
特別損失		
固定資産除却損	※6 62	※6 1,670
特別損失合計	<u>62</u>	<u>1,670</u>
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	<u>52,560</u>	<u>△58,447</u>
法人税等	18,556	△23,444
中間純利益又は中間純損失（△）	<u>34,003</u>	<u>△35,003</u>

## (③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	52,560	△58,447
減価償却費	24,744	27,447
繰延資産償却額	1,261	629
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△2,888	—
賞与引当金の増減額（△は減少）	1,672	△4,037
受取利息及び受取配当金	△21	△149
支払利息	11,324	15,520
為替差損益（△は益）	0	0
固定資産売却益	—	△27
固定資産除却損	62	1,670
売上債権の増減額（△は増加）	33,639	△1,522
棚卸資産の増減額（△は増加）	△153,953	82,043
仕入債務の増減額（△は減少）	58,682	△40,800
未払金の増減額（△は減少）	28,933	31,977
未払消費税等の増減額（△は減少）	△70,428	41,685
契約負債の増減額（△は減少）	△19,190	△65,024
その他	△62,121	△72,579
小計	<u>△95,720</u>	<u>△41,615</u>
利息及び配当金の受取額	21	149
利息の支払額	△10,524	△14,021
法人税等の支払額	△54,893	△3,434
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>△161,117</u>	<u>△58,922</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	35,354	—
投資有価証券の取得による支出	△17,290	—
有形固定資産の取得による支出	△79,560	△102,680
有形固定資産の売却による収入	—	27
有形固定資産の除却に伴う支出	△8,635	△13,421
無形固定資産の取得による支出	△2,200	△1,165
保証金返還による収入	12,000	33,323
保証金差入れによる支出	△49,694	△32,165
その他	△11,194	△2,785
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△121,220</u>	<u>△118,866</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	450,000	700,000
長期借入金の返済による支出	△296,031	△201,631
社債の償還による支出	△50,000	△50,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>103,969</u>	<u>448,369</u>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△178,368	270,579
現金及び現金同等物の期首残高	1,305,060	595,456
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,126,691	※ 866,036

**【注記事項】**

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」が課されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、従来の34.5%から35.4%に変更となります。なお、この税率変更による影響は軽微です。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	263,475千円	283,570千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
建物	71,544千円	69,642千円
土地	350,000	350,000
定期預金	20,000	20,000
計	441,544	439,642

担保付債務は、次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
長期借入金（1年内返済分を含む）	322,026千円	402,809千円
計	322,026	402,809

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、中間財務諸表「注記事項（収益認識関係）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
販売費への振替高	3,181千円	3,672千円
計	3,181	3,672

※3 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
商品評価損	8,131千円	10,319千円

※4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
地代家賃	264,152千円	268,843千円
給与手当	383,681	403,318
賞与引当金繰入額	85,759	83,219
減価償却費	22,253	24,008

※5 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
車両運搬具	一千円	27千円
計	—	27

※6 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
建物	0千円	1,670千円
工具、器具及び備品	62	0
計	62	1,670

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (株)	当中間期増加株式 数 (株)	当中間期減少株式 数 (株)	当中間期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	51,860	—	—	51,860
合計	51,860	—	—	51,860
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (株)	当中間期増加株式 数 (株)	当中間期減少株式 数 (株)	当中間期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,037,200	—	—	1,037,200
合計	1,037,200	—	—	1,037,200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金勘定	1,153,891千円	886,036千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△27,200	△20,000
現金及び現金同等物	1,126,691	866,036

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

	ライフデザイン プラットフォーム事業
収益認識の時期	
一時点で移転される財又はサービス	2,741,008千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	42,279
顧客との契約から生じる収益	2,783,288
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,783,288

当中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

	ライフデザイン プラットフォーム事業
収益認識の時期	
一時点で移転される財又はサービス	2,814,713千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	54,354
顧客との契約から生じる収益	2,869,067
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,869,067

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

前中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【関連情報】**

前中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがいため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがいため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
1 株当たり純資産額	206.78円	165.93円
1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失 (△)	32.78円	△33.75円

- (注) 1. 当中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
2. 前中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 当社は、2024年11月1日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間純利益又は中間純損失を算定しております。
4. 1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
中間純利益又は中間純損失 (△) (千円)	34,003	△35,003
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益又は普通株式に係る中間純損失 (△) (千円)	34,003	△35,003
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,037,200	1,037,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 5 種類（新株予約権の数 2,800 個）。 なお、新株予約権の概要は「第 5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 5 種類（新株予約権の数 2,800 個）。 なお、新株予約権の概要は「第 5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、2025年8月19日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月1日付で、株式会社センプレデザインの発行済株式の全てを取得し、連結子会社としました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の概要

被取得企業の名称：株式会社センプレデザイン

事業の内容：家具・インテリア等の販売、撮影用スタジオの運営

② 企業結合を行った理由

家具・インテリア業界では、大手チェーンの寡占が進むなかで、地方はもちろん、都市部においても、個性的な中小企業が価格競争、事業承継、物流費の高騰などの課題に直面しています。こうした業界課題に対し、当社では「共に未来を創る“仲間”と連携し、個性を活かした共創を図る」協調型の成長戦略を推進しています。今回のセンプレデザイン社のグループ化は、その第一弾として位置づけています。すでに2024年8月8日には資本業務提携を締結、両社による初のコラボ業態「/SEMPRE（スマッシュセンプレ）」が、リビングハウス横浜ベイクオーター店内にオープンし、販促企画や社員の相互交流など、シナジーを最大限に活かした取り組みを進めてきました。リビングハウスの事業基盤、幅広い顧客接点、サプライチェーンと、センプレが長年大切にしてきた世界観設計や奥行きのある審美眼を掛け合わせことで、「空間」と「時間」の体験価値をより高い次元で社会に届けられると確信しています。当社が持つ経営ノウハウを活かし、センプレデザイン社の企業力を高めることで、ブランド価値や社員のES（従業員満足度）の向上にもつなげることはもちろん、互いを尊重し合う“仲間”として、新たな価値を共創してまいります。

③ 企業結合日

2025年9月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	105,094千円
取得原価		105,094千円

(3) 主な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー費用等 3,200千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

## **第7 【外国為替相場の推移】**

該当事項はありません。

## **第二部 【特別情報】**

### **第1 【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月26日

株式会社リビングハウス  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

橋本民子

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

田口真樹

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リビングハウスの2025年3月1日から2026年2月28日までの第73期事業年度の中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リビングハウスの2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切

でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。